

# 医療型児童発達支援

## 令和3年度報酬単価

医療型児童発達支援センターで行う場合	
肢体不自由児の場合	389 単位
重症心身障害児の場合	501 単位
指定発達支援医療機関で行う場合	
肢体不自由児の場合	338 単位
重症心身障害児の場合	450 単位

※令和3年9月30日までの間は、基本報酬について  
所定単位数の1,001/1,000に相当する単位数を算定する。

## 旧単価

医療型児童発達支援センターで行う場合	
肢体不自由児の場合	388 単位
重症心身障害児の場合	500 単位
指定発達支援医療機関で行う場合	
肢体不自由児の場合	337 単位
重症心身障害児の場合	449 単位

# 医療型児童発達支援

## 令和3年度報酬単価

地方公共団体の場合	96.5 %
定員超過利用減算	70 %
通所支援計画未作成減算	
減算が適用される月から2月目まで	70 %
3月以上連続して減算の場合	50 %
開所時間減算	
4時間未満	70 %
4時間以上6時間未満の場合	85 %
身体拘束廃止未実施減算	-5 単位
家庭連携加算（月4回を限度）	
1時間未満	187 単位
1時間以上	280 単位
事業所内相談支援加算(Ⅰ)(月1回を限度)	100 単位
事業所内相談支援加算(Ⅱ)(月1回を限度)	80 単位
食事提供加算（Ⅰ）	30 単位
食事提供加算（Ⅱ）	40 単位
利用者負担上限額管理加算	150 単位
福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）	15 単位
福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）	10 単位
福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）	6 単位
欠席時対応加算(月4回を限度)	94 単位
※重症心身障害児を支援する場合に限り	
定員充足率が80%未満の場合は月8回を限度	
特別支援加算	54 単位

新設

## 旧単価

地方公共団体の場合	96.5 %
定員超過利用減算	70 %
通所支援計画未作成減算	
減算が適用される月から2月目まで	70 %
3月以上連続して減算の場合	337 %
開所時間減算	449
4時間未満	70 %
4時間以上6時間未満の場合	85 %
身体拘束廃止未実施減算	-5 単位
家庭連携加算（月2回を限度）	
1時間未満	187 単位
1時間以上	280 単位
事業所内相談支援加算	35 単位
訪問支援特別加算（月2回を限度）	
1時間未満	187 単位
1時間以上	280 単位
食事提供加算（Ⅰ）	30 単位
食事提供加算（Ⅱ）	40 単位
利用者負担上限額管理加算	150 単位
福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）	15 単位
福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）	10 単位
福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）	6 単位
欠席時対応加算(月4回を限度)	94 単位
※重症心身障害児を支援する場合に限り	
定員充足率が80%未満の場合は月8回を限度	
特別支援加算	54 単位

# 医療型児童発達支援

## 令和3年度報酬単価

個別サポート加算(Ⅰ)	100 単位	新設
個別サポート加算(Ⅱ)	125 単位	
送迎加算(重症心身障害児に限る)	片道につき37 単位	新設
※同一敷地内	70 %	
保育職員加配加算	50 単位	
※一定の条件を満たす場合	+22 単位	
延長支援加算		
肢体不自由児の場合		
1時間未満	61 単位	
1時間以上2時間未満	92 単位	
2時間以上	123 単位	
重症心身障害児の場合		
1時間未満	128 単位	
1時間以上2時間未満	192 単位	
2時間以上	256 単位	
関係機関連携加算(Ⅰ)	200 単位	
関係機関連携加算(Ⅱ)	200 単位	
保育・教育等移行支援加算	500 単位	
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	12.6 %	
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	9.2 %	
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	5.1 %	
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(Ⅲ)の90%	
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(Ⅲ)の80%	
福祉・介護職員処遇改善特別加算	2.0 %	
福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	1.3 %	
福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	1.0 %	

## 旧単価

送迎加算(重症心身障害児に限る)	片道につき37 単位
※同一敷地内	70 %
保育職員加配加算	50 単位
※一定の条件を満たす場合	+22 単位
延長支援加算	
肢体不自由児の場合	
1時間未満	61 単位
1時間以上2時間未満	92 単位
2時間以上	123 単位
重症心身障害児の場合	
1時間未満	128 単位
1時間以上2時間未満	192 単位
2時間以上	256 単位
関係機関連携加算(Ⅰ)	200 単位
関係機関連携加算(Ⅱ)	200 単位
保育・教育等移行支援加算	500 単位
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	14.6 %
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	10.6 %
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	5.9 %
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(Ⅲ)の90%
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(Ⅲ)の80%
福祉・介護職員処遇改善特別加算	2.0 %
福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	9.2 %
福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	8.2 %